

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		小集落改良住宅家賃等の減免又は徴収猶予
根拠法令等及び条項		栃木市小集落改良住宅条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市小集落改良住宅条例第6条 栃木市小集落改良住宅施行規則第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例抜粋 (家賃等の減免及び徴収猶予)</p> <p>第6条 市長は、入居しようとする者の収入が著しく低額であること、その他特別の事情がある場合において必要があると認める者に対して家賃又は敷金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 市長は、入居者又は入居しようとする者が疾病にかかっていること、その他特別の事情がある場合において必要があると認める者に対して、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例施行規則 (家賃等の減免及び徴収猶予)</p> <p>第11条 条例第6条の規定により家賃等の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、小集落改良住宅家賃減免(徴収猶予)承認申請書(別記様式第6号)により申請しなければならない。</p>	